

Clean Energy Jobs and American Power Act(S.1733)(通称「ケリー・ボクサー法案」)

上院委員会通過版の概要

平成22年 1月 5日

環境省市場メカニズム室

米国上院の環境公共事業委員会は2009年11月5日、ケリー・ボクサー両議院による法案“Clean Energy Jobs and American Power Act(S.1733)”（通称「ケリー・ボクサー法案」）を、民主党委員12名中11名による賛成多数で可決した。同委員会の全共和党委員7名が審議をボイコットしたため、投票は民主党委員のみにより行われた。

本法案の詳細は下記の通り。

	ケリー（民）・ボクサー（民）法案 2009年11月5日：上院環境・公共事業委員会を通過。
米国全体の削減目標 ²	米国の温室効果ガス排出を、2005年比で2012年に3%削減、2020年に20%削減、2030年に42%削減、2050年に83%削減する。
対象部門の削減目標 ³	対象の温室効果ガス排出を、2005年比で2012年に3%削減、2020年に20%削減、2030年に42%削減、2050年に83%削減する。
規制対象 ⁴	<p>エネルギー部門</p> <p>(a) 発電源（2012年～）</p> <p>(b) 石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガスの製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同燃料の燃焼が、年間25,000t-CO₂以上の排出をもたらすものに限る。（2012年～）</p> <p>(c) 天然ガスの製造を行う供給会社（あるいはグループ会社）のうち、2008年以降に本法案対象外の消費者に対して、年間4億6千万ft³以上の天然ガスを供給した会社（2016年～）</p> <p>産業部門</p> <p>(d) 2008年以降州間の通商目的で、温室効果ガス（化石燃料を原料とするCO₂、N₂O、PFC、SF₆、EPA指定のフッ素化ガス（NF₃を除く）、左記ガスの組み合わせ）の製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同ガスの製造・輸入量が、年間25,000t-CO₂以上であるものに限る。（2012年～）</p> <p>(e) アジピン酸製造、一次アルミ、アンモニア、セメント（粉砕のみである場合を除く）、HCFC、石灰、硝酸、石油精製、燐酸、炭化ケイ素、ソーダ灰、二酸化チタン、石炭起源の液体・気体燃料を製造する固定排出源（2014年～）</p> <p>(f) ①2008年以降、アクロニトル、カーボンブラック、エチレン、二塩化エチレン、エ</p>

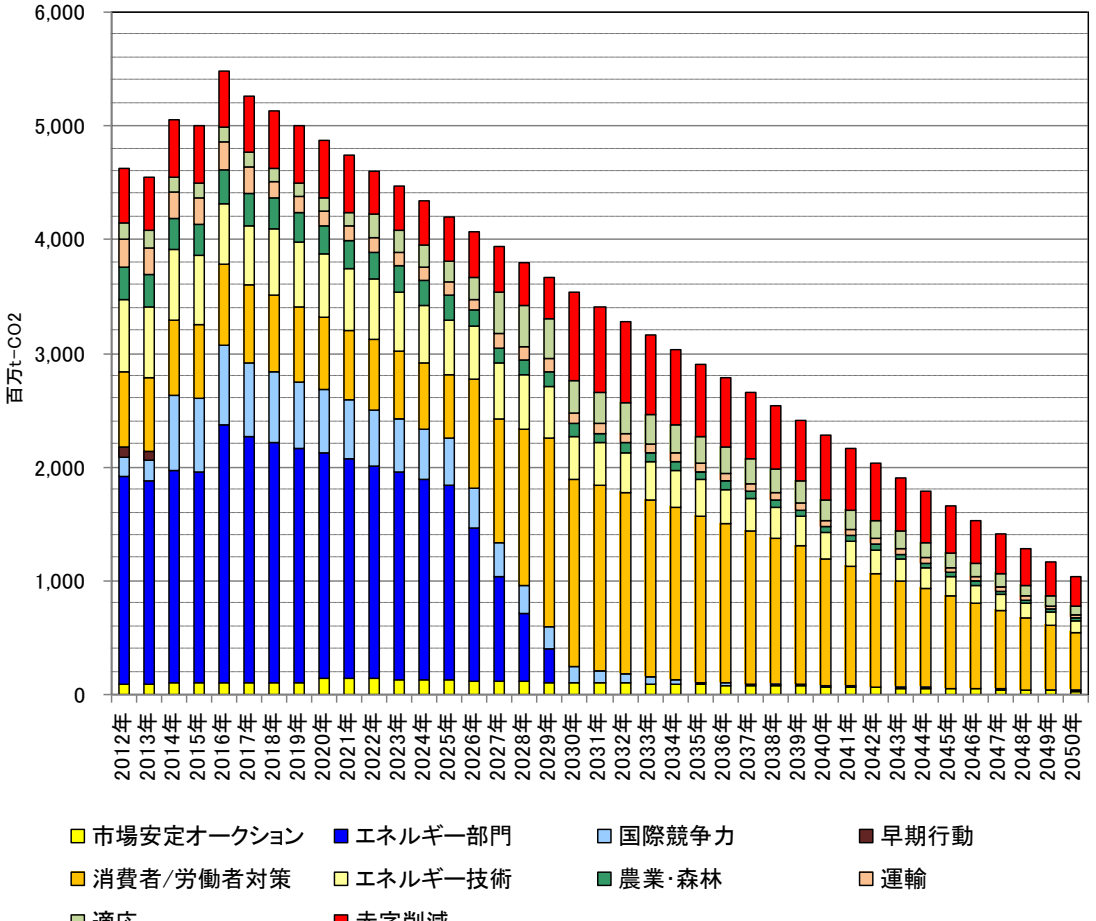
¹ 法案本文は、下記 URL よりダウンロード可能。

http://epw.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Files.View&FileStore_id=1d1bc826-beed-4eb3-933b-d7559bc61d4b

² § 702

³ § 703

⁴ § 700(13) ワックスマン・マーキー法案から顕著な変更はなし。

	<p>チレンオキシド、メタノールを製造する化学・石油化学部門の固定排出源、②2008年以降、燃焼起源とプロセス起源とを併せて年間 25,000t-CO₂ 以上を排出する化学・石油化学製品を製造する化学・石油化学部門の固定排出源（2014年～）</p> <p>(g) エタノール製造、フェロアロイ生産、フッ素化ガス生産、食品処理、ガラス生産、水素生産、選鉱若しくは凝集含むその他プロセス、鉄鋼生産、鉛生産、紙パルプ製造、亜鉛製造を行う固定排出源。ただし、2008年以降年間 25,000t-CO₂ 以上の排出をもたらすものに限る。（2014年～）</p> <p>(h) 上記 (e)(f)(g)に該当しない産業部門に一部若しくは全てが属している化石燃料燃焼装置、若しくは装置群。ただし、2008年以降年間 25,000t-CO₂ 以上の排出をもたらすものに限る。（2014年～）</p> <p>(i) 2008年以降に年間 25,000t-CO₂ 以上の NF₃ を排出した固定排出源。（2014年～）</p> <p><u>その他</u></p> <p>(j) 地中炭素固定サイト（2012年～）</p>
規制ガス ⁵	GHG7 ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、SF ₆ 、HFCs、N ₂ O、PFC、NF ₃ ）
割当総量 ⁶ / 対象	<p>各年における割当総量を、下記のグラフのように定める。割当対象も併せて記す。（ワックスマン・マーキー法案より 2017年～2029年の割当総量が少ない。）</p>  <p>2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年 2026年 2027年 2028年 2029年 2030年 2031年 2032年 2033年 2034年 2035年 2036年 2037年 2038年 2039年 2040年 2041年 2042年 2043年 2044年 2045年 2046年 2047年 2048年 2049年 2050年</p> <p> ■ 市場安定オークション ■ エネルギー部門 ■ 国際競争力 ■ 早期行動 ■ 消費者/労働者対策 ■ エネルギー技術 ■ 農業・森林 ■ 運輸 ■ 適応 ■ 赤字削減 </p>

⁵ § 711

⁶ § 721(e)(1)

割当方法	<ul style="list-style-type: none"> 第一に、割当総量の一部（2012年の16%～2050年の31%）を下記にリザーブする。 <ul style="list-style-type: none"> 一部の制度対象者：電力部門、国際競争力に晒される部門 各種政策：市場安定オークション、赤字削減、農業部門、運輸部門、エネルギー対策 第二に、リザーブ以外の排出枠について、決められた割合に応じて、一部の制度対象者及び各種施策に対して排出枠の無償割当又はオークション収益の分配を行う。 第三に、残余分は、2012～25年は赤字削減に、2026～50年は消費者対策に用いる。 								
1.エネルギー部門	<p>(1) エネルギー消費者⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー価格の高騰の影響を被る消費者を保護する目的で、2012～2029年まで、無償で排出枠を割り当てる。 割当量は、2012年は割当総量の38.9%（約18億t-CO₂）、2016年は割当総量の38.8%とし、2026年以降、割合を減少させ、2029年においては割当総量の7.7%とする。加えて、2012～2025年は割当総量の0.5%を取り置き、2026～2029年は、段階的に、取り置く割合を0.1%まで減らす。 <table border="1" data-bbox="336 734 1425 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 734 531 786">対象</th> <th data-bbox="536 734 1425 786">詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 792 531 1406">電力⁸</td> <td data-bbox="536 792 1425 1406"> <ul style="list-style-type: none"> 過去の排出量や電力供給量に基づき無償で割り当てる。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途について計画書、報告書を提出する。 (b) 商業用石炭発電事業者：EPA 長官は、連邦エネルギー規制委員会（FERC）と共同で、当該事業者への割当による棚ぼた利益が生じていないか、本法案施行後5年以内に分析する。 (c) 長期電力購入契約をもつ発電事業者：電力販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案による遵守費用の転嫁が難しい。 (d) 小規模電力供給事業者：前年に小売電力供給量が年間400万MW以下である事業者を指す。割り当てられた排出枠の用途は、省エネプログラム、再生可能エネルギー発電技術導入、低所得者への電力料金削減支援プログラムに限定される。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1413 531 1503">天然ガス⁹</td> <td data-bbox="536 1413 1425 1503"> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスを供給する地方供給会社（LDC）に対し、基準年に顧客に販売した天然ガス年間平均供給量に基づき無償で割り当てる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1509 531 1653">家庭暖房用石油・プロパン¹⁰</td> <td data-bbox="536 1509 1425 1653"> <ul style="list-style-type: none"> 州政府に対し、米国の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に占める各州の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に応じて、排出枠が割り当てられる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国内燃料製造部門¹¹</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の石油精製業者と小規模精製所に対し、2014～2026年において、割当総量の1.1%～1.0%（2014年は約5,300万t-CO₂）を無償で割り当てる。 	対象	詳細	電力 ⁸	<ul style="list-style-type: none"> 過去の排出量や電力供給量に基づき無償で割り当てる。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途について計画書、報告書を提出する。 (b) 商業用石炭発電事業者：EPA 長官は、連邦エネルギー規制委員会（FERC）と共同で、当該事業者への割当による棚ぼた利益が生じていないか、本法案施行後5年以内に分析する。 (c) 長期電力購入契約をもつ発電事業者：電力販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案による遵守費用の転嫁が難しい。 (d) 小規模電力供給事業者：前年に小売電力供給量が年間400万MW以下である事業者を指す。割り当てられた排出枠の用途は、省エネプログラム、再生可能エネルギー発電技術導入、低所得者への電力料金削減支援プログラムに限定される。 	天然ガス ⁹	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスを供給する地方供給会社（LDC）に対し、基準年に顧客に販売した天然ガス年間平均供給量に基づき無償で割り当てる。 	家庭暖房用石油・プロパン ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> 州政府に対し、米国の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に占める各州の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に応じて、排出枠が割り当てられる。
対象	詳細								
電力 ⁸	<ul style="list-style-type: none"> 過去の排出量や電力供給量に基づき無償で割り当てる。 (a) 電力地方供給会社：無償で割り当てられた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。EPA 長官に対し、割り当てられた排出枠の用途について計画書、報告書を提出する。 (b) 商業用石炭発電事業者：EPA 長官は、連邦エネルギー規制委員会（FERC）と共同で、当該事業者への割当による棚ぼた利益が生じていないか、本法案施行後5年以内に分析する。 (c) 長期電力購入契約をもつ発電事業者：電力販売契約を長期価格固定で締結しており、本法案による遵守費用の転嫁が難しい。 (d) 小規模電力供給事業者：前年に小売電力供給量が年間400万MW以下である事業者を指す。割り当てられた排出枠の用途は、省エネプログラム、再生可能エネルギー発電技術導入、低所得者への電力料金削減支援プログラムに限定される。 								
天然ガス ⁹	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガスを供給する地方供給会社（LDC）に対し、基準年に顧客に販売した天然ガス年間平均供給量に基づき無償で割り当てる。 								
家庭暖房用石油・プロパン ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> 州政府に対し、米国の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に占める各州の消費者に販売された家庭暖房用の石油・プロパンの炭素含有量に応じて、排出枠が割り当てられる。 								

⁷ § 771(a)(1)～(3)

⁸ § 772(b)～(e)

⁹ § 773

¹⁰ § 774

¹¹ § 771(a)(4)、§ 775

2.国際競争力 ¹²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の条件を満たす部門の事業者に 2012～2034 年まで無償で排出枠を割り当てる。 <ul style="list-style-type: none"> (A)(1)エネルギー集約度 (電力料金+燃料購入代金)/出荷額>5%、又は、GHG 集約度 (GHG 排出量×20)/出荷額>5%、かつ (2) 貿易集約度 (輸入額+輸出額)/出荷額>15% (B)若しくはエネルギー集約度か GHG 集約度のどちらかが 20%以上となる部門。 ・ 部門の特定は、6 桁の NAICS (産業コード) により行う。 ・ 割当量は、2012～2013 年は割当総量の 3.4%まで (2012 年において約 1 億 6 千万 t-CO₂)、2014 年は割当総量の 12.6%まで (約 6 億 4 千万 t-CO₂) とし、以降 2034 年まで減少させる。加えて、2012～2050 年の割当総量の 0.5%を取り置く。 								
3. 早期削減行動 ¹³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年 1 月 1 日までに行われた早期削減行動に対して、2012～2013 年の割当総量の 1.7% (約 8 千万 t-CO₂) を無償で割り当てる。 ・ 早期削減行動として認められるのは、 <ul style="list-style-type: none"> ① EPA 長官が認める州、地方若しくは自主的なオフセット・プログラムの下でのオフセット・クレジット。 ② 事業者による早期削減。ただし、削減目標と目標達成状況を公示している、事業単位でネット削減を達成している等、一定の条件を満たす事業者に限られる。 								
4.消費者/労働者対策	<p>(1) 消費者支援対策¹⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者・中所得者向け気候変動消費者還付政策に充てるため、2012～2050 年の割当総量の 12～13% (2012 年において約 5 億 8 千万 t-CO₂) をオークションし、その収益を下記へ配分。加えて、2026 年～2050 年の排出枠のうち、割当られずに残ったものは全て消費者支援対策に用いる。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 消費者及び本法案により影響を受けるその他消費者への還付。 2) 低・中流所得者へのエネルギー価格転嫁による影響緩和に使用。 <p>(2) 労働者教育訓練¹⁵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者教育訓練に関する下記の対策に充てるため、2012～2013 年の割当総量の 1.7% (2012 年において約 7,800 万 t-CO₂)、2014～2050 年の割当総量の 0.4%～0.8%をオークションし、その収益を充当する。 <table border="1" data-bbox="335 1456 1449 1845" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ及び再生可能エネルギー従事者教育訓練</td> <td>・ エネルギー効率化及び再生可能エネルギー労働者訓練基金 (Energy Efficiency and Renewable Energy Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。</td> </tr> <tr> <td>移行期における労働者支援</td> <td>・ 労働者移行基金 (Worker Transition Fund) へオークション収益を出資する。</td> </tr> <tr> <td>原子力産業従事者への教育訓練</td> <td>・ 原子力産業労働者訓練基金 (Nuclear Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象	詳細	省エネ及び再生可能エネルギー従事者教育訓練	・ エネルギー効率化及び再生可能エネルギー労働者訓練基金 (Energy Efficiency and Renewable Energy Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。	移行期における労働者支援	・ 労働者移行基金 (Worker Transition Fund) へオークション収益を出資する。	原子力産業従事者への教育訓練	・ 原子力産業労働者訓練基金 (Nuclear Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。
対象	詳細								
省エネ及び再生可能エネルギー従事者教育訓練	・ エネルギー効率化及び再生可能エネルギー労働者訓練基金 (Energy Efficiency and Renewable Energy Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。								
移行期における労働者支援	・ 労働者移行基金 (Worker Transition Fund) へオークション収益を出資する。								
原子力産業従事者への教育訓練	・ 原子力産業労働者訓練基金 (Nuclear Worker Training Fund) へオークション収益を出資する。								

¹² § 771(a)(5)、§ 762、§ 763(b)

¹³ § 771(a)(7)、§ 782

¹⁴ § 771(b)(2)、§ 776

¹⁵ § 771(b)(4)～(6)・(8)、§ 208～§ 211

5.エネルギー技術	(1) 炭素吸収隔離 (CCS) 技術の商用化 ¹⁶	
	<ul style="list-style-type: none"> CCS 技術普及のため、一定条件を満たす CCS プロジェクトの実施者に対し、2014～2017 年は割当総量の 1.5% (2014 年において約 7,500 万 t-CO₂)、2018～2050 年は割当総量の 3.5%～4.2%を無償で割り当てる。 	
	(2) エネルギー技術 ¹⁷	
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーや省エネルギーに関する下記の政策に、2012～2013 年の割当総量の 13.4% (2012 年において約 6 億 2 千万 t-CO₂) を無償で割り当て、以降、2050 年まで割当量を減少させる。加えて、2012 年～2050 年の割当総量の 0.5% (2012 年において約 2,300 万 t-CO₂) を取り置く。 	
	対象	詳細
	エネルギー利用の効率化政策	<ul style="list-style-type: none"> 地域暖房の改善による熱エネルギー利用の効率化、熱エネルギー利用の効率化のための各種規則の制定、省エネ性能及び環境性能を向上させるための施設改修など。
	再生可能エネルギー政策	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー関連設備の改修・拡大・設置等に対する、補助金、促進策、公的融資、融資保証、排出枠割当など。
	その他州政府の施策	<ul style="list-style-type: none"> 送電設備の改善、最終消費者に対する省エネ対策、スマート・グリッド、州のエネルギー施策、低所得者向け断熱改修プログラム (Weatherization Assistance Program) など。
建物における省エネ基準	<ul style="list-style-type: none"> 割当を受けた各州が排出枠を売却し、建物における省エネ基準向上対策に用いる。 	
エネルギー革新ハブ	<ul style="list-style-type: none"> 商業部門でのクリーンエネルギーの促進を目的としたコンソーシアム組織であるエネルギー革新ハブ (Energy Innovation Hubs) を設立し、無償で割り当てた排出枠を売却して拠出する。 	
発展的エネルギー技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー高等研究企画庁 (Advanced Research Projects Agency Energy : ARPA-E) 長官を通じ、発展的なエネルギー技術の研究開発を行う各高等教育機関、企業、研究機関等に排出枠を配分する。 	
国際的なクリーン技術普及	<ul style="list-style-type: none"> 途上国への排出削減技術の普及を目的とする国務省管轄の国際クリーンエネルギー開発プログラム (International Clean Energy Deployment Program) に、排出枠を無償で割り当てる。。 	

¹⁶ § 771(a)(6)、§ 780

¹⁷ § 771(a)(9)～(13)・(d)(6)、§ 163、§ 204、§ 205、§ 208、§ 323

6.農業・森林部門 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> 財務省に補足的農業・放棄鉱山・再生可能エネルギー・林業基金（Supplemental Agriculture, Abandoned Mine Land, Renewable Energy, and Forestry Fund）を設置し、2012～2013年の割当総量の0.8%（2012年時点で約4千万 t-CO₂）、2014～2016年の割当総量の0.2%をオークションし、その収益を充てる。加えて、2012～2050年の割当総量の1.0%を取り置く。 途上国における森林伐採回避対策に、排出枠をオークションし、その収益を充てる。割当量は、2012～2025年の割当総量の4.2%（2012年時点で約1億9千万 t-CO₂）、その後2050年の1.4%まで割合を減少させる。
7.運輸部門 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> 汚染物質の排出が少ない自動車の開発・生産・普及に充てるため、クリーン自動車技術への投資政策に対し、2012～2017年の割当総量の2.0%（2012年において約9,400万 t-CO₂）、2018～2025年の割当総量の0.7%を無償で割り当てる。 クリーン自動車技術への投資政策に充てるため、財務省にクリーン自動車技術基金（Clean Vehicle Technology Fund）を設置し、2012～2017年の割当総量の0.5%（2012年において約2,300万 t-CO₂）、2018～2025年の割当総量の0.2%をオークションし、その収益を充当する。 公共交通機関の整備を促進するため、財務省に気候変動運輸基金（Climate Change Transportation Fund）を設置し、2012～2050年の割当総量の約1%（2012年において約4,600万 t-CO₂）を取り置くとともに、2012～2050年の割当総量の約1%～2%（2012年において約8,600万 t-CO₂）をオークションし、その収益を充当する。
8.適応 ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> 国内及び国際的な適応プログラムに、2012～2021年の割当総量の約2%～3%（2012年において約1億1千万 t-CO₂）、2022～2026年の割当総量の3.3%、2027～2050年の割当総量の約6%～7%を無償で割り当てる。割当を受けた行政庁や州政府は排出枠を売却し、収益を各プログラムへ使用する。加えて、2012～2026年の割当総量の0.3%を取り置く。 国家資源気候変動適応会計（Natural Resource Climate Change Adaptation Account）に充てるため、2012～2021年の割当総量の0.5%（2012年において約2,400万 t-CO₂）、2022年～2026年の割当総量の1.0%、2027以降の割当総量の約2%をオークションし、その収益を充当する。
9.財政赤字削減 ²¹	<ul style="list-style-type: none"> 財政赤字削減基金（Deficit Reduction Fund）を設置し、本法案の運用にかかるコストを負担する。 割当量は、2012～2029年においては割当総量の10%（2012年時点で約4億6千万 t-CO₂）とし、その後増加させ、2040年以降は各年割当総量の25%（2040年において約5億7千万 t-CO₂）とする。加えて、2012年～2025年の排出枠のうち、割当られずに残ったものは全て財政赤字削減対策に用いる。
10.市場安定リザーブ ²²	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠価格の高騰に備え、2012～2019年においては割当総量の2%、2020～2050年においては割当総量3%を取り置く。（2012～2050年合計で約35億2千万 t-CO₂）

¹⁸ § 771(b)(9)・(d)(3)、§ 214

¹⁹ § 771(a)(8)・(b)(3)・(b)10・(d)(4)、§ 201、§ 215

²⁰ § 771(a)(14)～(16)・(b)(7)・(d)(8)

²¹ § 771(d)(2)

²² § 771(d)(9)

オークション	通常のオークションと、排出枠価格高騰抑制目的の市場安定化リザーブのオークションとの2種類を行う。 (1) 通常のオークション ²³ ・ 第1回を2011年3月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ・ 下記の最低価格を設ける。 ➢ 2012年は、10ドル(2005年価格)とする。 ➢ 2013年以降は、前年の最低価格×(5%+インフレ率)とする。 (2) 市場安定化リザーブのオークション (Market Stability Reserve Auction) ²⁴ ・ 下記の最低価格を設ける。 ➢ 2012年は、28ドル(2005年価格)とする。 ➢ 2013年～2017年は、前年の最低価格×(5%+インフレ率)とする。 ➢ 2018年以降は、前年の最低価格×(7%+インフレ率)とする。	
費用	バンキング ²⁵	無制限に可能
緩和措置	ボローイング ²⁶	・ 翌年までの排出枠は、無利子でボローイングできる。 ・ 5年後までの排出枠は、償却義務の15%を上限として、利子(8%×ボローイングする年数)付きでボローイングできる。
置	外部クレジット ²⁷	・ 最大20億t-CO ₂ の国内・海外オフセット・クレジットが利用できる。利用上限：国内：15億t-CO ₂ 、海外：5億t-CO ₂ ・ 2018年以降、オフセット・クレジット利用の対象部門へ、オフセットされた排出枠：海外オフセット・クレジット = 1 : 1.25の重みづけ ・ ただし、排出枠価格以外で購入可能な国内オフセット・クレジットが年間9億t-CO ₂ 未満である場合、各オフセット・クレジットの使用上限について国内7.5億t-CO ₂ 、海外12.5億t-CO ₂ と海外のクレジット使用上限が緩和、調整される。
	他制度とのリンク ²⁸	・ リンクする国内排出量取引制度は、(1) 総量ベースの義務削減目標を課し、かつ(2) 算定、遵守、施行、オフセットの質と利用制限について、本法案と同等の厳しさを課すものに限る。
中・印等に対する国際競争力問題への対処措置 ²⁹		・ 炭素リーケージに晒される可能性のある、エネルギー/GHG集約度が高く、かつ貿易集約度の高い産業部門へ無償割当を行う。 ・ また、国境調整措置の導入を検討する。 ・ 炭素リーケージに晒される産業部門への無償割当量は、国境調整措置(で提出させる)排出枠の量以内に収める。
市場監視 ³⁰		健全な市場運営を目的とする、総合的な炭素市場監視プログラムの策定。(例：効果的で包括的な市場監視と執行、制度的リスクの低減と消費者保護、過度の投機の抑制など)

²³ § 778

²⁴ § 726(c)(2)・(3)

²⁵ § 725(a)

²⁶ § 725(c)

²⁷ § 722(d)

²⁸ § 728

²⁹ § 761～§ 765

³⁰ § 131

算定義務 ³¹	報告義務	対象事業者に加え、その他一部 EPA 長官が指定する事業者も報告義務を負う。
報告内容 ³²	報告内容	報告義務を負う事業者は、①米国内の温室効果ガス排出量データ、②温室効果ガス排出をもたらす燃料及び製品の生産や輸出入に関するデータ、③米国内における天然ガス供給量、及び供給目的で天然ガスと混合され、その燃焼が GHG 排出をもたらすその他ガスについてのデータ、④米国内の温室効果ガス吸収・隔離量データを報告する。
算定方法 ³³	算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律施行後 6 ヶ月以内に、EPA 長官は気候登録簿 (Climate Registry) や他国/地域の義務的制度の優良事例等を参考にしながら、算定報告に係る施行規則を策定する。 ・ 国内排出量取引制度の対象となる排出量の算定には、連続煙道排ガス計測システム (CEMS : Continuous Emission Monitoring System) 又は CEMS と同レベルの正確性、信頼性、アクセス可能性を有する算定システム・方法論を用いる。国内排出量取引制度の対象外である排出量については、CEMS や代替方法論がコストと見合った算定方法であるかを検討する。
報告時期 ³⁴	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準期間 (2007 年-2010 年) の各年のデータを 2011 年 3 月 31 日までに報告する。 ・ 2011 年以降は四半期毎のデータを当該四半期終了後 60 日以内に提出する。
報告義務不履行 ³⁵	報告義務不履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出実績の報告義務を満たさない場合は、国内排出量取引制度の対象となる排出については、EPA 長官が想定しうる最大の量を排出したとみなす。 ・ 国内排出量取引制度の対象外である排出については、EPA 長官が想定しうる最大量を排出したとみなす。
情報公開 ³⁶	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の安全保障上重要でない場合は公開される。 ・ 企業秘密等に接触しない限り、排出実績は公開される。
罰則規定 ³⁷	罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な排出枠を償却しない事業者は、「不足した排出枠量 × 遵守年の最終オークションにおける落札価格の 2 倍の罰金」が課される。 ・ 不足した排出枠の償却義務は、免除されない。
州レベルの制度 ³⁸	州レベルの制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年 12 月 31 日までにカリフォルニア州、RGGI、WCI で発行された排出枠は、本法案の排出枠との交換を行う。交換価格は、州の排出枠が発行された年の排出枠の平均オークション価格とする。 ・ 下記の期間、いずれの州もキャップ&トレード方式の排出量取引制度を実施してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第 1 回通常オークションが 2011 年 3 月末までに行われた場合、2012~17 年の間。 ▶ 第 1 回通常オークションが 2011 年 3 月末までに行われなかった場合、第 1 回通常オークション実施の少なくとも 9 ヶ月後~2017 年の間。
登録簿 ³⁹	登録簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠及び国内外オフセット・クレジットの追跡システム (Tracking System) を設置。

31 § 713(a)(2)

32 § 713(b)(1)(A)

33 § 713(b)(1)(G)

34 § 713(b)(2)

35 § 713(b)(1)(C)

36 § 713(b)(1)(N)

37 § 723(b)

38 § 777、§ 861

39 § 724(d)